

こ成環第 212 号
令和 7 年 5 月 14 日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「災害時のこどもの居場所づくり」手引き及びチェックリストの
発出について（通知）

平素より、こども・若者の居場所づくりの推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

災害時のこどもの居場所づくりについては、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。」とされているとおり、災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要です。

このため、平時及び災害時に、こどもの居場所づくりに取り組むための具体的な方法等についての手引きを別添のとおりとりまとめましたので、通知いたします。本手引きには、自治体職員・民間団体がすべきことを示すチェックリストも含まれておりますので、是非、平時からの備えにご活用下さい。

なお、本手引きは、令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「災害時のこどもの居場所づくり調査研究」による学校法人東洋大学の研究成果を基に作成しております。

貴職におかれては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくようお願いいたします。あわせて、本手引きをご参照いただきつつ、災害時のこどもの居場所づくりに関する平時からの取組を推進していただきますようお願いいたします。